

新穂地区防災ガイド (案)



2017年11月

新穂地区防災ガイド(地区防災計画)

沿 革

平成 29 年 11 月 作成



新穂地区防災円卓会議の様子

目 次

1	計画の対象地区の範囲	1
2	計画の策定主体	1
3	基本的な考え方	2
4	地区の特性	3
	（1）自然特性	3
	（2）社会特性	3
	（3）災害特性	4
5	被害予測	7
	（1）洪水浸水想定区域	7
	（2）土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	7
	（3）地震	8
	（4）津波浸水想定区域	11
6	県・市が設置した防災施設など	12
	（1）指定緊急避難場所・指定避難所など	12
	（2）防災資機材・備蓄物資など	15
	① 水防資機材(県有資機材 国府川)	15
	② 水防資機材(市有資機材)	15
	③ その他防災資機材(市有資機材)	15
	④ 備蓄物資・資材(市有物資・資材)	16
	（3）河川水位等の情報の観測・収集・提供施設など(県有施設)	16
	（4）防火設備など(市有施設)	18
7	防災活動の内容	19
	（1）防災活動の体制及び活動目標など	19
	① 自主防災組織	19
	② 新穂地域づくり協議会	20
	③ 活動目標	21
	④ 長期的な活動計画	21
	（2）平常時の行動 ～ 普段からできること ～	22
	① 自助に関すること(自分と家族)	22
	② 共助に関すること(自主防災会等)	25
	（3）災害時の行動 ～ もしものときにすべきこと ～	28
	① 避難行動の原則と基本的な対応	28
	② 水害(洪水) ～ 立退き避難が必要な場合と避難時の留意点 ～	30
	③ 土砂災害 ～ 立退き避難が必要な場合と避難時の留意点 ～	32
	④ 地震・津波 ～ 地震発生時の対処方法 ～	35
	（4）避難場所・避難所の開設・運営	36
	① 避難場所・避難所の開設	36
	② 避難場所・避難所の運営	36
8	実践 地区防災訓練	37

1 計画の対象地区の範囲

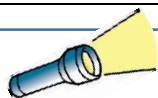
「新穂地区防災ガイド(地区防災計画)」は、新穂地域づくり協議会を構成する次の集落を対象地区として定めます。

皆川集落	田野沢集落
舟下集落	潟上集落
下新穂集落	青木集落
武井集落	長畝集落
下大野集落	内巻集落
郷平集落	島集落
上大野集落	北方集落
井内集落	新穂集落
上新穂集落	馬場集落
瓜生屋集落	三協集落
正明寺集落	-

2 計画の策定主体

「新穂地区防災ガイド(地区防災計画)」は、新穂地域づくり協議会が、次の自主防災会と連携・協働して定めます。

皆川地区自主防災会	田野沢自主防災会
新穂舟下自主防災会	潟上自主防災会
下新穂地区自主防災会	青木地区自主防災会
武井自主防災会	長畝自主防災会
下大野自主防災会	内巻自主防災会
郷平町自主防災会	島地区自主防災会
上大野自主防災会	北方自主防災会
井内自主防災会	新穂自主防災会
上新穂自主防災会	馬場集落自主防災会
瓜生屋自主防災会	三協自主防災会
正明寺自主防災会	-



地区防災計画の法的な位置づけ

共助による地域防災力強化の観点から、平成25年災害対策基本法改正において、地域コミュニティの居住者等による防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

同制度は、地区居住者等が市町村防災会議に対して、計画について提案を行うことができる住民参加型の仕組み(計画提案)を採用しています。

防災計画の全体像

国：防災基本計画
 県：新潟県地域防災計画
 市：佐渡市地域防災計画
地域：新穂地区防災計画

3 基本的な考え方

東日本大震災では、地震・津波によって市町村の行政機能が麻痺してしまい、地域住民自身による「自助」、地域コミュニティにおける「共助」が避難所運営等において重要な役割を果たしました。

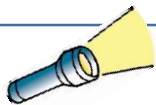
災害発生時には、地域自治体や消防、自衛隊などの「公助」が行われますが、大規模広域災害が発生した場合には、「すぐに」、「すべての地域へ」は届かないかもしれません。

災害による被害をできるだけ少なく（減災）するためには、「自助」、「共助」及び「公助」がうまくかみあうことが不可欠です。

その中で最も基本となるのは「自助」。まずは、自分自身で自分の命や身の安全を守ることが重要であり、その上で、地域コミュニティでの相互の助け合いが重要になってくるのです。

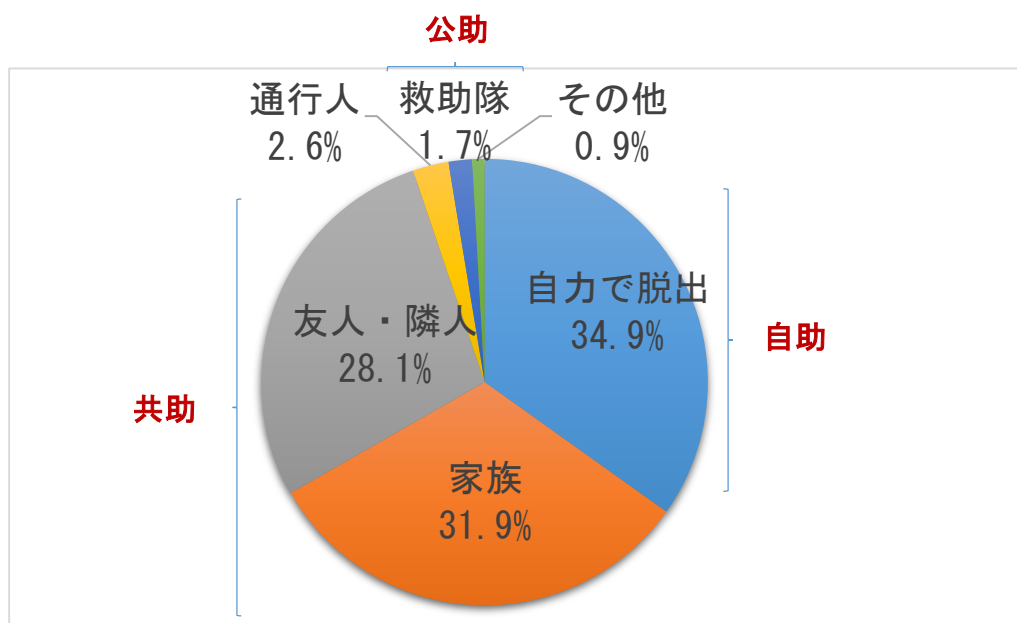
私たち新穂地区は、「自助」と「共助」の取り組みをしっかりと確保して地域の防災力を高め、地域コミュニティを維持・活性化するため、自らの手で「新穂地区防災ガイド(地区防災計画)」を策定し、実践します。

**自らの命や家族の命を守るために
地域の住民一人ひとりが日頃から万一に備え
地域の防災力を高めます**



阪神・淡路大震災における生き埋め・閉じ込めの際の救助主体等について(出典:平成28年度版「防災白書」)

すぐに現場に駆けつけられるのは、ご近所の方々です。
地域住民が協力する「共助」が減災に大きな役割を担います。



4 地区の特性

(1) 自然特性

佐渡市は、周囲 280.7km、面積 854.53 平方キロで、北に金北山 (1,172m) を主峰とする大佐渡山地、南は小佐渡山地が並行して走り、中央部に国中平野が広がっています。

私たちが暮らす新穂地区は、佐渡のほぼ中央に位置し、地形は大別して平地、丘陵、山間の3部に分けられます。

平地は国中平野とよばれる穀倉地帯で、その中央には国府川(新穂川)と大野川が流れており、地味肥沃な土地をつくりあげています。



(2) 社会特性

国中平野に位置する新穂地区は、地味肥沃な土地と豊かな水資源の恵みを受けて、古くから農業で栄えました。

そのため、第1次産業従事者が現在も多く生活する地区となっており、集落を中心として隣近所や地域同士のつながりが比較的強い地区です。(新穂地区は、全部で21の集落から形成されています。)

しかしながら、新穂地区の人口動向を国勢調査結果で見ると、昭和40年(6,383人)から平成27年(3,762人)まで一貫して減少傾向にあり、人口の減少や少子高齢化、過疎化の進行により、一部の集落ではコミュニティ活動の維持も危ぶまれる状況にあります。

新穂地区の人口及び高齢化率(平成29年3月末現在)

新穂地区人口	3,824人	／	佐渡市人口	56,852人
新穂地区高齢化率	42.5%	／	佐渡市高齢化率	40.5%

(3) 災害特性

新穂地区で想定される災害は、大雨・台風による「**水害(洪水)**」、「**土砂災害**」、「**地震**」などが考えられます。

また、**加茂湖周辺**においては、「**津波**」の被害も考えられます。

これまでの新穂地区における被災実績は、下表のとおりです。

新穂地区における主な被災実績(明治34年以降)

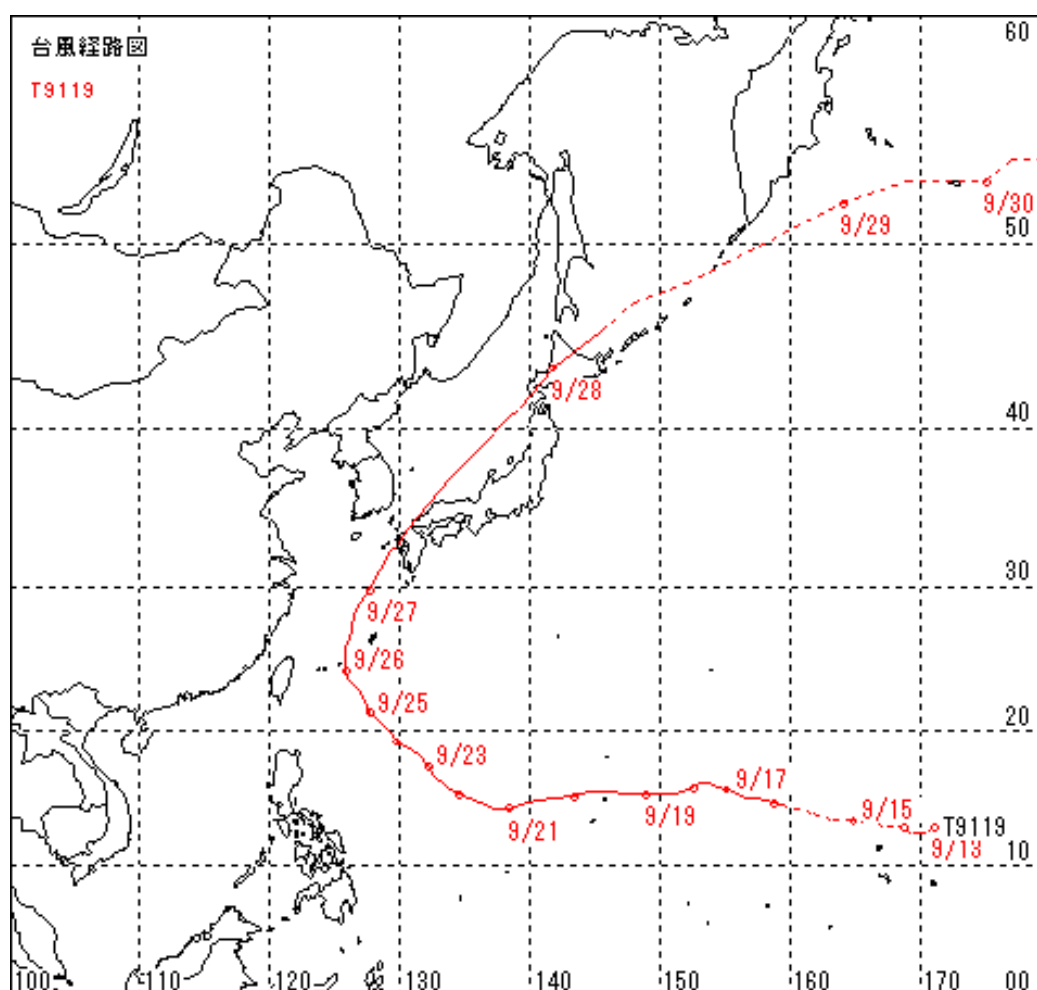
年号	西暦	災害等
明治37年	1904年	新穂村役場全焼
明治38年	1905年	8月洪水
明治40年	1907年	新穂畑野組合伝染病院焼失
明治41年	1908年	大干ばつ
明治44年	1911年	7.16洪水
大正2年	1913年	8月大洪水 新穂町床上浸水
大正5年	1916年	50日の干害
大正6年	1917年	7.5洪水
大正8年	1919年	国府川水害予防組合発足
大正9年	1920年	行谷小学校焼失、大野町大火11棟焼失
昭和8年	1933年	7月大水により橋流出
昭和17年	1942年	風水害及び虫害により不作
昭和18年	1943年	52日の干害
昭和19年	1944年	台風により家屋・立木の倒壊被害
昭和22年	1947年	7月大水
昭和28年	1953年	洪水により熊野付近堤防決壊、新穂町浸水
昭和31年	1956年	新穂ダム竣工
昭和39年	1964年	新潟地震 震度5(相川)
昭和40年	1965年	新星学園焼失
昭和41年	1966年	7.21水害 熊野堤防決壊他被害大
昭和42年	1967年	8.28水害
昭和53年	1978年	6.26豪雨災害、大野川ダム竣工
平成3年	1991年	新穂第2ダム竣工、台風19号被害
平成9年	1997年	6月豪雨災害
平成10年	1998年	8.4水害

(出典：新穂村閉村記念誌)

■ 台風19号(平成3年)

台風第19号は、中心付近の最大風速が50m/sと非常に強い勢力で長崎県に上陸し、その後勢力がほとんど衰えないまま速い速度で日本海沿岸を北上したため、南西諸島から北海道までの全国で、暴風による死者や建物の損壊等の被害が多数発生しました。

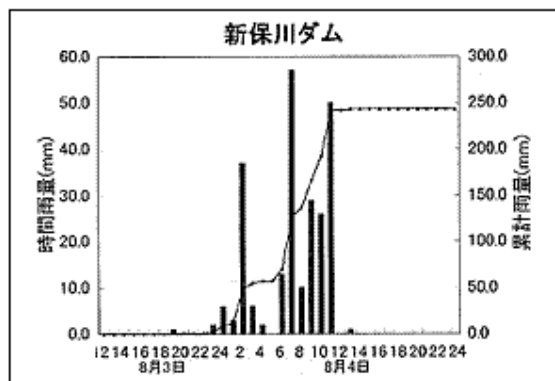
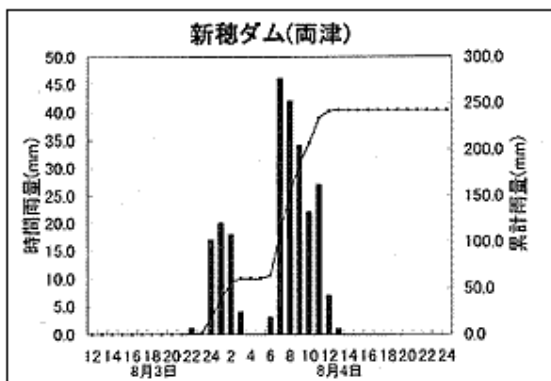
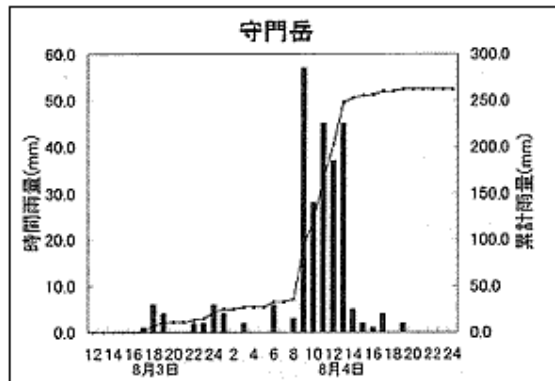
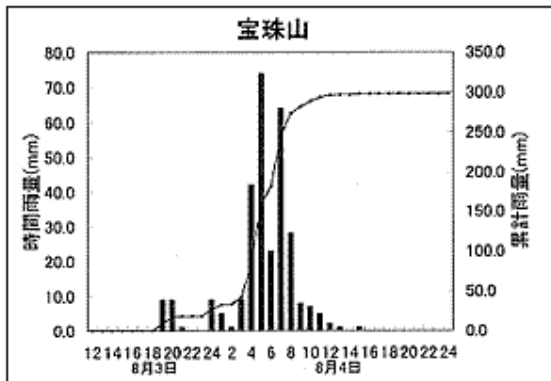
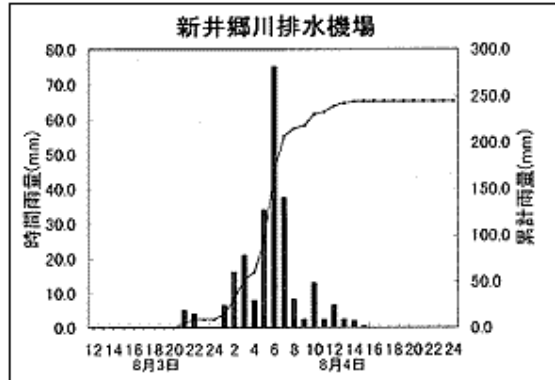
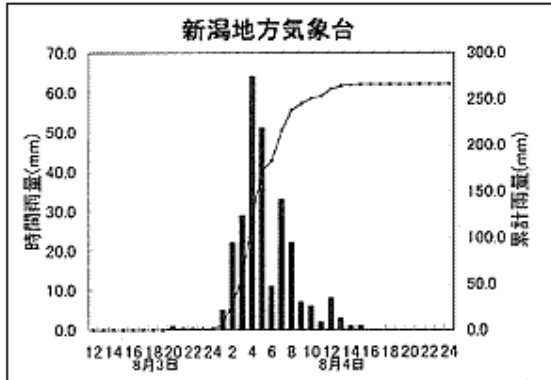
地点名	最低海面気圧		最大風速			最大瞬間風速		
	hPa	日時	m/s	風向	日時分	m/s	風向	日時分
相川	979.5	9/28 1:57	15.5	S	9/28 3:00	36.4	SSW	9/28 3:34



(出典：気象庁 HP)

■ 8. 4水害(平成10年)

8月4日未明から、新潟県北部に停滞していた梅雨前線に、南西から暖かく湿った空気が入ったため、梅雨前線が活発化し、県内下越・佐渡地方を中心に雷を伴う激しい雨となりました。新潟市で観測史上最大の265mm/日、両津市で194mm/日、守門岳で241mm/日等の記録的な雨量を観測しました。そのため、各地で洪水による河岸の決壊や堤防の越水、道路の冠水等甚大な被害が発生しました。



(出典：新潟県 HP)

5 被害予測

(1) 洪水浸水想定区域

※ 水防法改正により、想定し得る最大規模の降雨による大規模な洪水を想定し、洪水浸水想定区域を算定するため、現在見直しが行われています。

- ① 洪水浸水想定区域がある集落： 14/21
皆川、舟下、下新穂、武井、郷平、上大野、井内、長畝、内巻、島、北方、新穂、馬場、三協
- ② 命を脅かす危険のある洪水浸水想定区域(床上浸水/0.5m以上)がある集落： 4/21
皆川、郷平、長畝、島

○ 行動指針1 どのような水害(洪水)が発生する可能性があるのかを理解しよう!



新穂地区 洪水浸水想定区域図

(2) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づいて指定される土砂災害のおそれのある区域です。

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)は、土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

一方、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)は、建物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われます。

佐渡市内では、土砂災害警戒区域に1,395箇所(特別1,003箇所)が指定されています。

新穂地区 土砂災害警戒区域等の一覧

集落名	土砂災害警戒区域の指定数							
	急傾斜		土石流		地滑り		小計	
		特別		特別		特別		特別
上大野	3	3	4	4	1	-	8	7
上新穂	2	2	-	-	-	-	2	2
井内・上新穂	-	-	2	1	-	-	2	1
瓜生屋	1	0	3	2	-	-	4	2
正明寺	2	1	2	2	-	-	4	3
田野沢	-	-	6	2	1	-	7	2
潟上	7	4	1	-	-	-	8	4
計	15	10	18	11	2	0	35	21

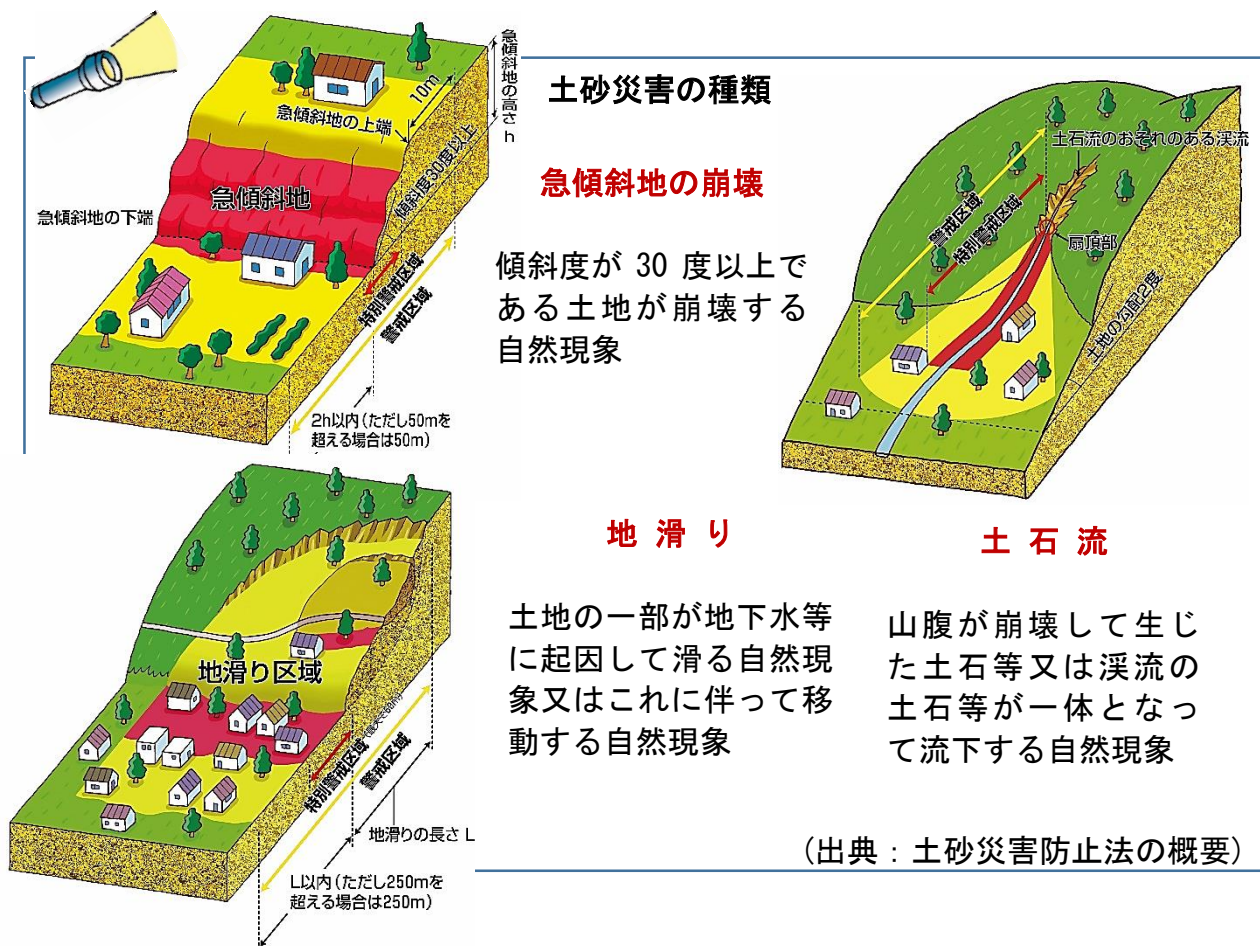
○ 行動指針2 どのような土砂災害が発生する可能性があるのかを理解しよう!



新穂地区 土砂災害警戒区域等位置図・区域図

インターネットでも確認できます。

新潟県：<http://www.sabou-niigata.jp/dosyahou/>



土砂災害の種類

急傾斜地の崩壊

傾斜度が 30 度以上である土地が崩壊する自然現象

地 滑 り

土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

土 石 流

山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が一体となって流下する自然現象

(出典：土砂災害防止法の概要)

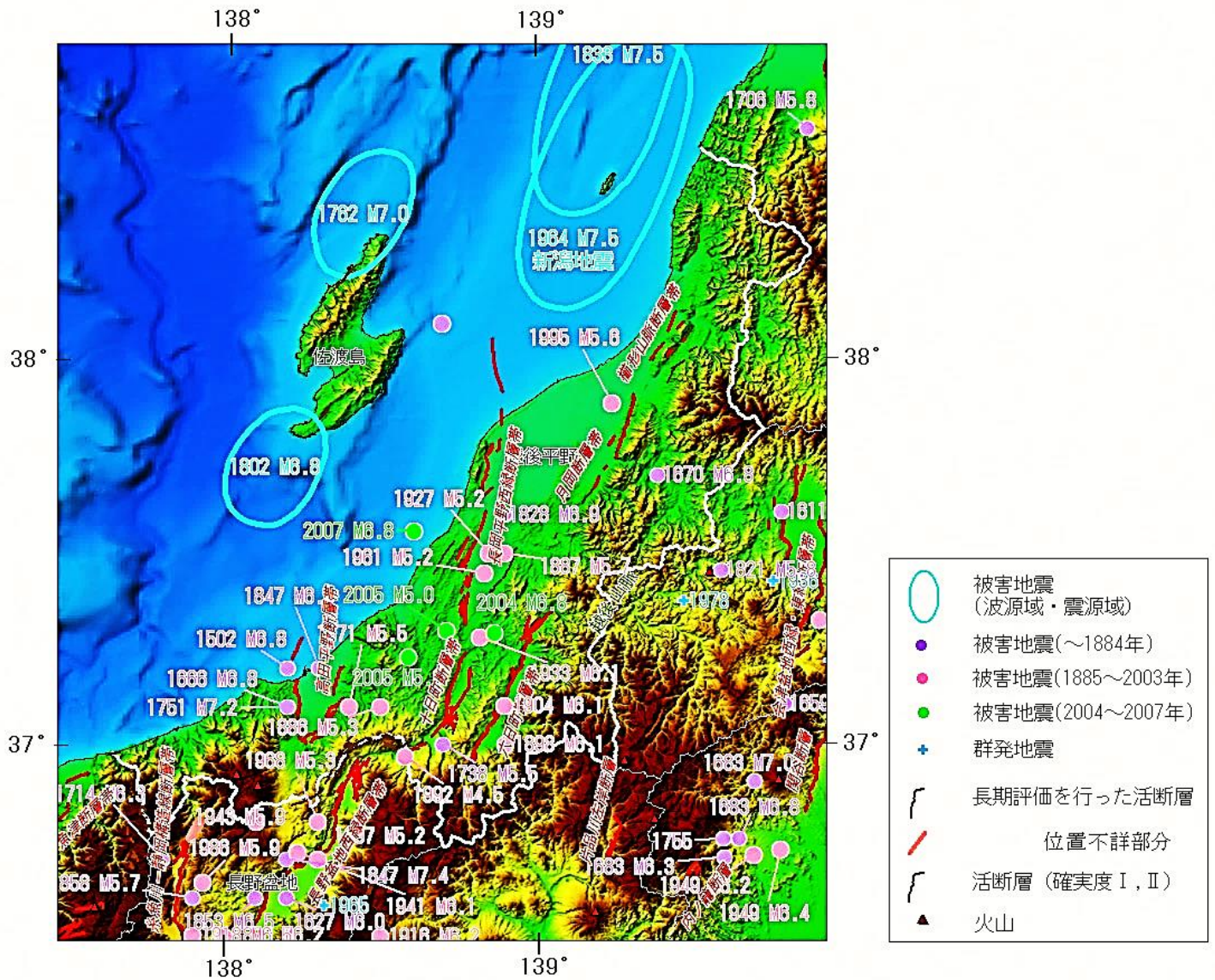
(3) 地 震

近年、新潟県に被害を及ぼした主な地震は、1964年(昭和39年)の「新潟地震」、2004年(平成16年)の「新潟県中越地震」、2007年(平成19年)の「新潟県中越沖地震」等がありますが、過去にも大きな地震が発生しています。

特に、佐渡島付近の海域で発生した地震については、1762年(宝暦12年)の「佐渡近海地震」、1802年(享和2年)の「佐渡小木地震」が知られています。

佐渡等に被害を及ぼした主な地震

発生年	地域(名称)	規模	主な被害
1729年 (享保14年)	能登・佐渡	6.6~7.0	佐渡で死者、家屋倒壊あり
1762年 (宝暦12年)	佐渡(佐渡近海地震)	7.0	石垣、家屋が破損、死者があり、 鵜島村で津波により家屋流出26棟
1802年 (享和2年)	佐渡(佐渡小木地震)	6.5~7.0	佐渡3郡全体で死者19人、全壊家屋1,150棟、同焼失328棟
1833年 (天保4年)	羽前・羽後・越後・佐渡 (出羽沖地震)	7 1/2	死者5人
1964年 (昭和39年)	(新潟地震)	7.5	死者13人、負傷者315人、住家全壊1,448棟、同全焼290棟
2004年 (平成16年)	(新潟県中越地震)	6.8	死者68人、負傷者4,795人、家屋全壊3,175棟
2007年 (平成19年)	(新潟県中越沖地震)	6.8	死者15人、負傷者2,315人、家屋全壊1,319棟



(出典：地震調査研究推進本部)

地震の被害予測については、「新潟県地震被害想定調査報告書」(平成10年3月)に記載されている想定地震のなかで、最も新穂地区に影響を及ぼすとされる「新潟県南西沖の地震」をモデルとし、その被害の概要を新穂地区における地震の被害予測とすることにしました。

○ 行動指針3 どのような地震が発生する可能性があるのかを理解しよう!

《想定地震》

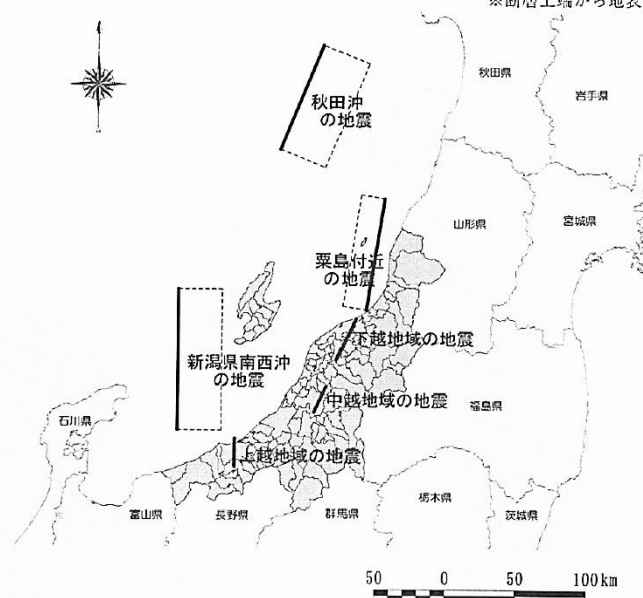
「新潟県地震被害想定調査報告書」では、県内に被害をもたらした地震や活断層の分布状況などを踏まえた上で、県内主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定しています。

なお、想定地震は、地震対策を検討するために設定された地震で、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを意味するものではありません。

想定震源の諸元

想定地震	震源諸元	マグニチュード	長さ	幅	傾斜	上端※ 深さ	位置等
海域の地震	秋田沖の地震	7.6	80km	40km	30° E	1km	秋田県西方沖合の震源
	新潟県南西沖の地震	7.7	100km	38km	35° E	2km	佐渡西方から糸魚川市沖合にかけての震源
	粟島付近の地震	7.5	80km	30km	56° W	6km	1964年新潟地震と同程度の地震
内陸の地震	下越地域の地震	7.0	32km	12km	90°	6km	新潟市から白根市にかけての断層
	中越地域の地震	7.0	20km	10km	90°	4km	見附市から長岡市にかけての断層
	上越地域の地震	7.0	20km	10km	90°	6km	上越市から新井市にかけての断層

※断層上端から地表面までの距離



想定震源の位置と大きさ

《被害の概要》

被害想定(新潟県南西沖の地震)

	建物被害等数		出火・延焼被害		人的被害			ライフライン		
	地震動・液状化				建物被害・火災等					
	全壊 大破 (棟)	半壊 中破 (棟)	出火 件数 (件)	焼失 棟数 (棟)	死者 (人)	重傷者 (人)	避難者 (人)	断水 世帯数 (世帯)	停電 世帯数 (世帯)	電話 支障 (回線)
新穂地区	143	368	0	0	4	5	298	1,355	136	45
対象分母	7,001	7,001	7,001	7,001	4,778	4,778	4,778	1,531	1,549	1,549
比率	2.0%	5.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	6.2%	88.5%	8.8%	2.9%

※被害想定は、平成10年3月の新潟県地震被害想定調査による。

※人口及び世帯数は、平成7年度の国勢調査数値。ただし、断水世帯数の対象分母は、給水世帯数。

【参考】新穂地区の建物建築年度調査(S56,S57)

	全建築物	住宅のみ
S56年度以前建物	5,335	1,582
S57年度以降建物	1,754	882
S56以前比率	75.3%	64.2%

※固定資産データによる。

※増築等もデータとして取り扱うことがあるため、実際の棟数とは異なる。

※建築年不明の建物は、S56以前建物に合算。

(資料提供：佐渡市防災管財課)

(4) 津波浸水想定区域

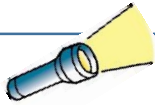
※ 平成 29 年 11 月 15 日、新潟県は、東日本大震災を受けて施行された津波防災地域づくり法に基き、策定が義務付けられた「津波浸水想定」を公表しました。

□ 津波浸水想定区域がある集落： 1/21
 潟上

○ 行動指針 4 どのような津波が発生する可能性があるのかを理解しよう！



新穂地区 津波浸水想定区域図



佐渡における津波及び津波による被害予測

代表地点における津波の到達時間及び最大水位

地区	秋田沖の地震			新潟県南西沖の地震			粟島付近の地震		
	第一波到達時間(分)	最大水位(m)	最大波到達時間(分)	第一波到達時間(分)	最大水位(m)	最大波到達時間(分)	第一波到達時間(分)	最大水位(m)	最大波到達時間(分)
佐和田町	54	0.96	102	4	1.53	27	56	0.84	179
両津市	37	1.98	145	16	1.39	40	27	2.91	49

○ 津波

秋田沖の地震：陸上遡上が起こる場所は、両津市の加茂湖付近 等

新潟県南西沖の地震：陸上遡上が起こる場所は、両津市の両津港付近、真野町の真野湾東岸、羽茂町の羽茂港 等

粟島付近の地震：陸上遡上が起こる場所は、両津市の両津港及び加茂湖周辺、真野湾東岸 等

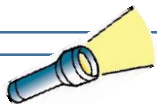
○ 津波による被害

秋田沖の地震：両津市が最も影響を受け、約 320 棟が中破となり、死者・重傷者が約 20 名になると想定される。

新潟県南西沖の地震：佐渡地域及び新潟県沿岸にわたって広い範囲で被害が発生する。

粟島付近の地震：特に両津市での被害が大きく、大破 1,500 棟、中破 1,200 棟に及び、死者・重傷者 670 名が想定される。

(出典：新潟県地震被害想定調査報告書)



歴史資料などによる佐渡の主な津波被害

佐渡近海地震(1762年)	鵜島村へ高波打上げ、家数 26 軒流失
出羽沖地震(1833年)	真更川、鵜島、願で破損家 235 軒、流失納屋 46 軒
新潟地震(1964年)	両津で 2m の津波が発生し、400 戸近くが浸水

(出典：佐渡年代記、佐渡市地域防災マップ)

6 県・市が設置した防災施設など

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所など

避難行動をとる際の安全確保の観点から、平成 25 年 6 月に災害対策基本法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 54 号)が公布され、避難場所と避難所を明確に区分されることとし、市町村長は、災害の危険が及ばない施設又は場所を、洪水、津波等の災害の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定することとしました。

しかしながら、佐渡市においては、法施行から 4 年以上が経過する中、いまだに指定緊急避難場所の指定が完了していません。

法改正前のいわゆる「避難所」の中には、洪水による浸水想定区域や土砂災害警戒区域の中に存在するものがあり、避難勧告等に従い、地域住民が避難所に避難した結果、かえって被災することが危惧されています。

このことから、新穂地区においては、防災円卓会議において佐渡市防災関係部署等と連携・協働して、既存の「避難所」の安全性等を検証し、佐渡市の指定に先立って地域で定め、これを地域住民へ周知することにより、円滑かつ安全な避難を促進することにしました。

なお、当該検証は、関係法令はもとより、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(平成 29 年 3 月内閣府)等に沿って行いました。

指定緊急避難場所：切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設・場所

指定避難所：災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市町村が指定した施設

災害対策基本法

(指定緊急避難場所の指定)

第 49 条の 4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

(指定避難所の指定)

第 49 条の 7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

広域避難所・一時避難所の見直し

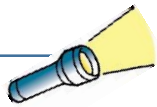
避難所名(竣工年月)	収容人員	旧区分	新区分	災害種類
※トキのむら元気館(H12.3)	763	広域避難所	指定緊急避難場所 /指定避難所	洪/土/地/火
新穂小学校体育館(H21.9)	617			×/土/地/火
行谷小学校体育館(H10.3)	604			洪/土/地/火
新穂中学校体育館(H5.3)	1,176			洪/土/地/火
新穂武道館(S57.3)	509			洪/土/×/火
新穂体育館(S48.2)	839			-
計	4,508	-	-	-
新穂歴史民俗資料館前観光駐車場		一時避難所	-	-
新穂就業改善センター(S53.8)			拠点・安全	洪/ /×/火
皆川集落開発センター(S46.11)			拠点	×/ /×/×
新穂舟下活性化センター(H18)			拠点・安全	×/ /地/火
下新穂集落開発センター(S52.8)			拠点・安全	×/ /×/火
武井公民館(S45.5)			拠点・安全	洪/ /×/火
大野区公民館(S33.7)			拠点・安全	洪/土/×/火
下大野集落開発センター(S58.10)			拠点・安全	/ /地/火
郷平集落開発センター(S62.12)			拠点・安全	洪/ /地/×
上大野集落開発センター(H2.10)			拠点・安全	洪/土/地/火
井内集落開発センター(H1.10)			拠点・安全	洪/×/地/火
上新穂集落開発センター(S62.10)			拠点・安全	/×/地/火
瓜生屋営農センター(S61.10)			拠点・安全	/土/地/火
正明寺農事集会所(H5.8)			拠点・安全	/土/地/火
田野沢活性化センター(H14.3)			拠点・安全	/土/地/火
渦上集落開発センター(S49.3)			拠点・安全	/土/×/火
青木転作促進研修センター(S58.11)			拠点・安全	洪/ /地/火
長畝活性化センター(H14.3)			拠点・安全	×/ /地/火
内巻集落開発センター(S63.10)			拠点・安全	洪/ /地/火
島公民館(S33.8)			拠点・安全	×/ /×/火
北方公民館(T12)			拠点・安全	×/ /×/火
新穂区公民館(S62.8)			拠点・安全	洪/ /地/×
馬場薬師堂(m)			-	拠点・安全
牛尾神社 高台		-	安全	津

◎ 要請 1 ※ 優先的に開設する指定緊急避難場所及び指定避難所です。また、佐渡市で震度5弱以上の地震が発生した際に自動開設します。それ以外の避難所・避難場所は、災害の程度・状況に応じて必要がある場合のみ開設します。

洪：洪水、土：土砂災害、地：地震、津：津波、火：大規模な火事

新穂体育館：施設を廃止し、平成31年3月末までに解体する計画です。

拠点・安全：自主防災会が設定する防災活動拠点施設(避難集合場所、指定避難所予備施設、災害の種類ごとの近隣の安全な場所)です。



避難行動(安全確保行動)の考え方

平成25年の災害対策基本法改正(以下「災対法改正」という。)以前における避難行動は、小中学校の体育館や公民館といった公的な施設への避難が一般的であった。

災対法改正以後、避難勧告等の対象とする避難行動については、命を守るためにとる、次の全ての行動を避難行動としている。

- ① 指定緊急避難場所への立退き避難
- ② 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
- ③ 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)

(出典：避難勧告等に関するガイドライン)

○ 行動指針5 緊急避難場所や避難所、防災活動拠点施設等を理解しよう！



トキノむら元気館は、新穂地区において優先的に開設する指定緊急避難場所及び指定避難所です。

(2) 防災資機材・備蓄物資など

① 水防資機材(県有資機材 国府川)

水防倉庫：新穂行政サービスセンター横駐車場内

資材名	数量 (H29. 8. 31)	資材名	数量 (H29. 8. 31)
布袋類	1, 886 (446) 枚	オノ	1 (1) 丁
鉄製杭	50 (25) 本	鎌	1 (1) 丁
鉄線	3 (3) kg	ペンチ	5 (5) 丁
ビニールシート	50 (40) 枚	鋸	7 (7) 丁
吸着マット	20 (20) 枚	ナタ	3 (3) 丁
スコップ	20 (20) 丁	シノ	2 (2) 丁
カケヤ	8 (8) 丁	カッター	1 (1) 丁
ハンマー	2 (2) 丁	オイルフェンス	20 (20) m
ツルハシ	3 (3) 丁		

※ 資機材管理を市に委託

② 水防資機材(市有資機材)

水防倉庫：新穂行政サービスセンター横駐車場内

資材名	数量 (H29. 8. 31)	資材名	数量 (H29. 8. 31)
なわ	16kg	カッター	1 丁
杭木類	80 本	一輪車	2 台
ロープ	1 巻	たこづち	1 個
スコップ	16 丁	バール	5 本
カケヤ	6 丁	パイプレンチ	1 丁
鎌	2 丁	土のう	250 袋
ナタ	4 丁		

③ その他防災資機材(市有資機材)

水道倉庫・車庫 外：新穂行政サービスセンター横駐車場内 外

資材名	数量 (H29. 8. 31)	資材名	数量 (H29. 8. 31)
給水用1t タンク	1 個	ポリバケツ中	2 個
給水用ポリタンク 20L	177 個	2 連梯子	1 本
炊き出し用大なべ(蓋付)	1 個	テント(日赤)	3 張
炊き出し用バケツ(蓋付)	8 個	消防用ホース(13 気圧/65A×20m)	2 本
非常用飲料水用袋(6L 用)	24 袋	消防用ホース(40A×20m)	1 本
ポリタンク 10L	11 個	カセット発電機	1 台
ポリタンク 20L	6 個	バルーン投光機	1 台
ポリバケツ大(蓋付)	7 個	簡易間仕切り(120cm)	6 台



新穂行政 SC は、水防倉庫を大雨による冠水・浸水等の被害を未然に防ぐために、どなたでも自由に土のうを取り出せる「土のうステーション」にしています。

④ 備蓄物資・資材(市有物資・資材)

銀倉庫：新穂小学校グラウンド

物品名	数量 (H29. 8. 31 数量)	物品名	数量 (H29. 8. 31 数量)
マット	50m×8 本	バランスパワー	400 パック
エアマット	400 個	1P4 本(全粒粉 2、ココア 2)	
水(500ml)	720 本	毛布	400 枚

◎ 要請2 新穂小学校グラウンドは、洪水浸水想定区域(0.5m未満)であるため、銀倉庫設置場所をトキのむら元気館周辺に移動します。



新穂小学校グラウンドに設置されている銀倉庫

(3) 河川水位等の情報の観測・収集・提供施設など(県有施設)

河川名	施設名	堤防高	0点高	備考
新穂川	新穂観測所	30.9m	26.3m	水位観測/避難基準水位(氾濫危険水位) 29.7m
大野川	大野川ダム	-	-	ダム管理、警報(サイレン・スピーカー)、雨量計
	白原観測所	105.4m	99.0m	水位観測、警報(スピーカー)/氾濫注意水位 102.9m
	上大野警報局	-	-	警報(サイレン・スピーカー)
	河川カメラ	-	-	矢田ヶ瀬橋
	井内警報局	-	-	警報(スピーカー)
	馬場警報局	-	-	警報(サイレン・スピーカー)
	舟下警報局	-	-	警報(スピーカー)
	西舟下警報局	-	-	警報(サイレン・スピーカー)
	皆川観測所	6.37m	0.5m	水位観測、警報(スピーカー)/氾濫注意水位 3.90m
	金井警報局	-	-	警報(サイレン・スピーカー)
国府川	八幡観測所	5.4m	-1.24m	水位観測/水防団待機水位 2.50m、氾濫注意水位 2.70m、避難判断水位 3.21m、氾濫危険水位 4.01m
-	大野雨量計	-	-	時間・累計
-	生椿雨量計	-	-	時間・累計

※ 避難基準水位は、平成29年見直し前の佐渡市地域防災計画を基に、独自に設定。

※ 氾濫危険水位等は、佐渡市地域防災計画などより抜粋。

※ サイレン吹鳴(7分50秒)

(単位:秒)

吹鳴	休	吹鳴	休	吹鳴	休	吹鳴	休	吹鳴	休	吹鳴	休	吹鳴
60	10	60	40	60	10	60	10	60	40	60	10	60



新穂観測所



馬場警報局



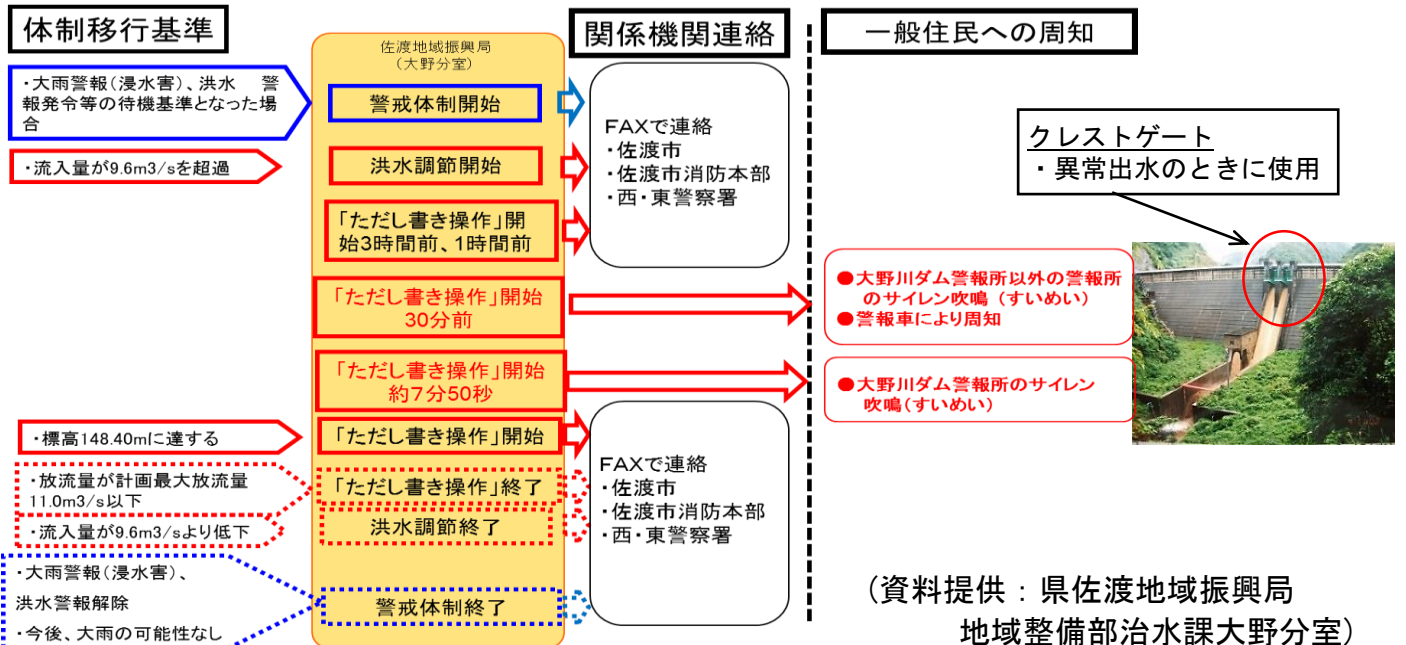
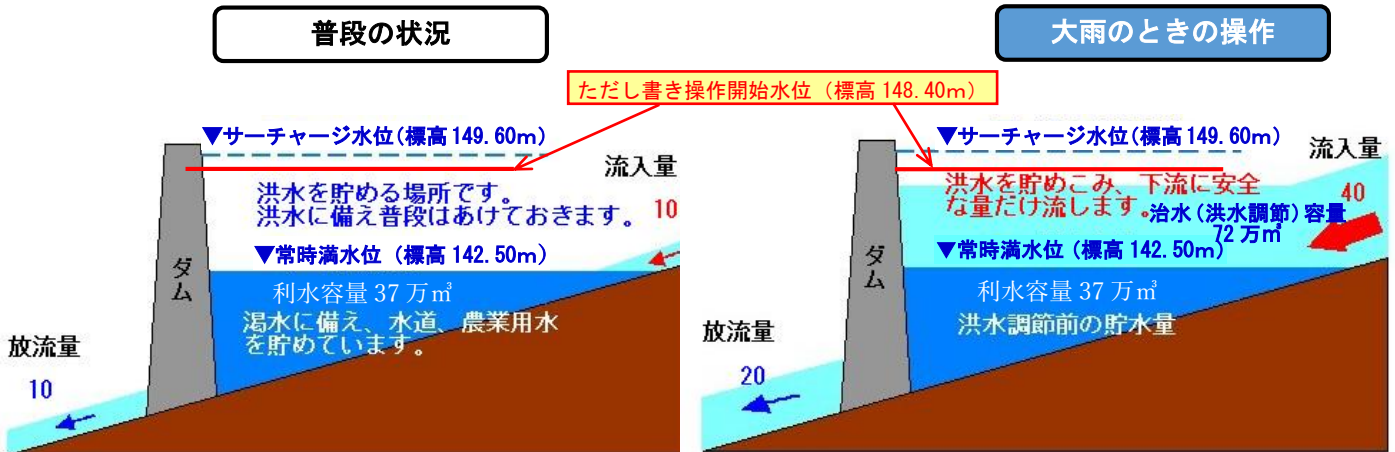
注意喚起看板

○ 行動指針 6 避難行動(安全確保行動)を判断する河川水位を理解しよう！

レベル	水位	設定水位の考え方
5	氾濫の発生	〇〇川氾濫!!
4 危険	氾濫危険水位	避難勧告等の発令の目安、住民の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位。
3 警戒	避難判断水位	避難準備・高齢者等避難開始発表の目安、住民の避難判断の参考になる水位。
2 注意	氾濫注意水位	水防団の出動の目安、法崩れ、洗掘、漏水等災害が発生する危険がある水位。
1	水防団待機水位	水防団が出動するために待機する水位。

(出典：避難勧告等に関するガイドライン 一部修正)

○ 行動指針 7 どのような時に大野川のサイレンが吹鳴するのかを理解しよう！



(資料提供：県佐渡地域振興局 地域整備部治水課大野分室)

大野川ダムは、通常はダムへの流入量と同程度の水量を放流して常時満水位（標高 142.50m、37 万 m^3 ）を維持しています。

流入量が毎秒 9.6 m^3 を超える大雨時には、流入量より放流量を少なくして洪水調節しますが、サーチャージ水位（洪水時に貯留できる満杯の水位）を超えると予想される異常出水時には、「ただし書き操作」によりクレストゲートから放流し放流量を増加させます。



サイレン吹鳴(30分前、開始時)

平成 10 年 8 月 4 日に発生した豪雨では時間雨量が 40 ミリを超える大雨が降り続き、毎秒 84.63 m^3 もの最大流入量を記録、ただし書き操作開始水位（148.40m）を超えたことから、午前 10 時 50 分にクレストゲートからの放流を行いました。（大野川の決壊は午前 10 時頃）

- ◎ 要請 3 佐渡市は、大野川沿いの地域住民が避難等に要する時間（リードタイム）を確保するため、県佐渡地域振興局大野分室からの「ただし書き操作開始 3 時間前」の情報伝達を「避難準備・高齢者等避難開始」発表の判断基準とし、「ただし書き操作開始 1 時間前」の情報伝達を「避難勧告等」の発令の判断基準とします。
- ◎ 要請 4 佐渡地域振興局長と佐渡市長が平成 17 年 12 月 7 日付けで締結した「大野川ダム放流警報設備を利用した避難情報の提供に関する協定書」に基づき、県佐渡地域振興局大野分室は、放流警報スピーカー施設を用いて、避難勧告等の発令を新穂地区住民に周知します。

(4) 防火設備など(市有施設)

区分	箇所数	備考
消防団機械器具置場	5	長畝、正明寺、瓜生屋、馬場、大野
消火栓	69	地区内各所(40 mm 6 基含む)
防火水槽	112	地区内各所(40 m^3 以上 110 基、40 m^3 未満 2 基)
屋外スピーカー	2	新穂行政 SC、田野沢



新穂地区 防災施設等配置図

7 防災活動の内容

(1) 防災活動の体制及び活動目標など

① 自主防災組織

自主防災組織は、「自分たちの家族や地域は自分たちで守る」という意識と、住民同士の助け合いに基づき、地域住民が自主的に組織し、災害時には被害を最小限にとどめるために「まずは全員が安全に避難すること」を目的として助け合いの活動を行う組織です。(佐渡市自主防災組織結成マニュアルより抜粋)

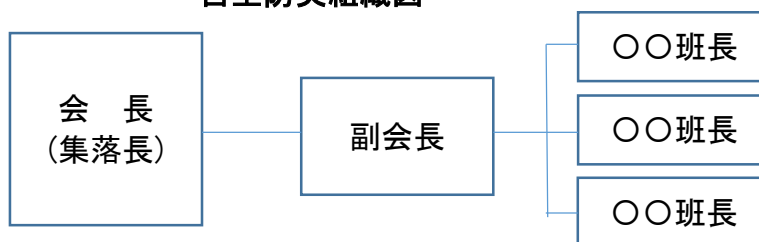
新穂地区においては、21 集落すべてに自主防災会が組織されています。

自主防災組織の活動形態

組織・活動	平時の活動	災害時の活動
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○防災に関する知識の普及 ○情報の収集・伝達訓練の実施 ○講習会の開催 ○危険箇所の点検・把握 ○要配慮者に係る情報収集・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の収集・伝達 ○防災関係機関への災害状況の通報 ○避難勧告等の伝達
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○火気使用設備器具等の点検 ○消火用機材準備と管理 ○初期消火訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の出火防止の呼びかけ ○初期消火活動
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当の知識の普及 ○応急手当等の訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者等の救出活動と応急手当等救援活動
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難路・避難所の周知と現状把握 ○避難誘導用機材の準備と普及 ○避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の指示 ○要配慮者の避難と手助け ○避難誘導
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○炊出し訓練の実施 ○給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急物資・応急給水等の手助け ○炊出し等の給食活動 ○給水活動
避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の現状把握 ○自治会等会員の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者等の調査・防災関係機関への報告 ○避難所の自主的な運営活動

(出典：佐渡市地域防災計画)

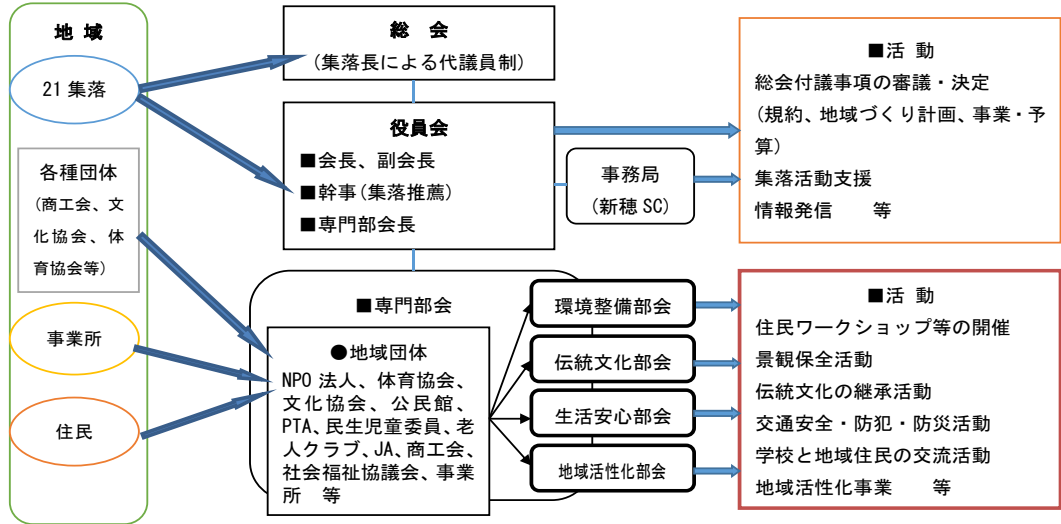
自主防災組織図



② 新穂地域づくり協議会

新穂地域づくり協議会は、地域の暮らしを支える活動と地域の活性化を一体的に推進する総合的な組織として、平成 29 年 4 月 9 日に設立しました。

□ 組織体制



新穂地域づくり協議会(生活安心部会)は、協議会設立の理念と地域づくり計画における将来像を実現するため、平成 29 年度事業において「新穂地区防災円卓会議」を佐渡市と連携して開催し、その結果を取りまとめて「新穂地区防災ガイド(地区防災計画)」を策定しました。

新穂地域づくり協議会は、新穂地区 21 自主防災会の連合組織としての性格を有します。

**新穂地域づくり協議会
(新穂地区自主防災会連合会)**

皆川地区自主防災会
新穂舟下自主防災会
下新穂地区自主防災会
武井自主防災会
下大野自主防災会
郷平町自主防災会
上大野自主防災会
井内自主防災会
上新穂自主防災会
瓜生屋自主防災会
正明寺自主防災会

田野沢自主防災会
潟上自主防災会
青木地区自主防災会
長畝自主防災会
内巻自主防災会
島地区自主防災会
北方自主防災会
新穂自主防災会
馬場集落自主防災会
三協自主防災会

③ 活動目標

新穂地域づくり協議会は、地区自主防災会どうしの連携・協働を促進するとともに、地域の防災力を高めるため、具体的な活動目標を次のとおり定めます。

○ 地区自主防災会合同会議

年2回以上開催し、防災訓練の実施等について協議します。

○ 地区防災訓練の実施(全自主防災会参加、市と連携)

年1回の予定で、伝達訓練、避難訓練及び避難所開設・運営訓練等を実施します。

○ 新穂地区防災ガイドの配布

新穂地区防災ガイドを各集落等に配布します。(学習会開催を含む)

○ 防災資機材等の整備

防災資機材や備蓄物資を整備します。(市の整備を含む)

○ 災害時協力井戸の確保

平成10年に発生した8.4水害では水道が断水し、飲料水や飲料水以外の生活用水が確保できないなど、不便な生活を余儀なくされました。

また、地震被害予測では、新穂地区において大規模な断水が予測されており、復旧までに13日間かかるものと予測されています。

そのため、地震等災害時に井戸水を生活用水として提供願える井戸を募集して、「災害時協力井戸」を確保します。

○ 家具等の転倒防止対策、日用品等の落下防止措置の啓発

家具等の転倒や危険物の落下による死者、重軽傷者ゼロを目指します。



④ 長期的な活動計画

長期的な活動計画は、次のとおりとします。

○ 防災訓練の実施と検証

年1回実施予定の防災訓練の検証を佐渡市等とともに実施し、改善点、反省点について次年度の訓練や地区防災ガイドに反映させます。

○ 防災意識の普及啓発

地域防災力を向上させるために、防災訓練などとあわせて勉強会等を開催して普及啓発活動を行います。

○ 地区防災ガイドの見直し

自主防災会からの要望や、毎年実施する防災訓練後の検証により、随時必要な見直しを行います。

(2) 平常時の行動 ～ 普段からできること ～

① 自助に関すること (自分と家族)

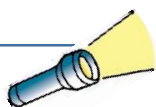
● 災害発生の可能性を理解して、どこに、どうやって避難するのか、家族みんなで話し合い、確認しよう !!

- 行動指針 1 どのような水害が発生する可能性があるのかを理解しよう!
➡ 新穂地区 洪水浸水想定区域図
- 行動指針 2 どのような土砂災害が発生する可能性があるのかを理解しよう!
➡ 新穂地区 土砂災害警戒区域等位置図・区域図
- 行動指針 3 どのような地震が発生する可能性があるのかを理解しよう!
➡ 8 頁参照
- 行動指針 4 どのような津波が発生する可能性があるのかを理解しよう!
➡ 新穂地区 津波浸水想定区域図
- 行動指針 5 緊急避難場所や避難所、防災活動拠点施設等を理解しよう!
➡ 12 頁参照
- 行動指針 6 避難行動(安全確保行動)を判断する河川水位を理解しよう!
➡ 17 頁参照
- 行動指針 7 どのような時に大野川のサイレンが吹鳴するのかを理解しよう!
➡ 17 頁参照
- 行動指針 8 災害時の安否確認方法を、家族や親族間等で決めておこう!

災害時の電話利用方法(抜粋)

- ➡ 「災害用伝言ダイヤル(171)」
地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状態になった場合に提供が開始される声の伝言板です。
- ➡ 「災害用伝言板(web 171)」
インターネットを利用して被災地の方の安否確認を行う伝言板です。
- ➡ ケータイ「災害用伝言板」(ドコモ、au、ソフトバンク、ワイモバイル)
震度 6 以上の地震等、大きな災害が発生した場合にケータイのネット上、スマートフォン上に緊急開設されます。(全社一括検索)
- ➡ ケータイ eメール(ケータイ各社) 等

(出典：一般社団法人電気通信事業者協会)



「災害伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web 171)」、
ケータイ「災害用伝言板」のトライアル(体験利用)実施期間

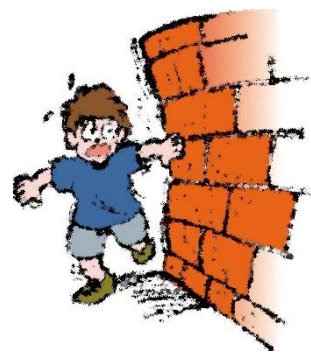
- ・ 毎月 1 日、15 日
- ・ 正月三が日 ※ ケータイ「災害用伝言板」は、3 日 23 時まで、ほかは、24 時まで。
- ・ 防災とボランティア週間(1 月 15 日～21 日)
- ・ 国の防災週間(8 月 30 日～9 月 5 日)

- 家庭内の危険箇所を確認して改善しよう !!

○ 行動指針 9 各家庭の中で危険箇所を確認し、身の安全を守るために改善しよう!

! 自分の家をチェックしよう!

✓	負傷の防止や避難路の確保のため、家具等の転倒防止対策に取り組んでいますか？
	火災防止のため、消火器等の消火器具を準備していますか？
	家庭から火を出さないように、住宅用火災警報器を設置していますか？
	建物の窓ガラスや植木鉢、看板等の落下の危険性はありませんか？
	灯油等危険物の安全管理は大丈夫ですか？(灯油タンクの固定を含む)
	塀に傾きやひび割れ、破損箇所はありませんか？
	倒れるおそれのある立木はありませんか？



- 非常時持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)と非常時備蓄品(3日分の食料、飲料水、トイレトペーパー等)を用意しよう!!

○ 行動指針 10 非常時持出品・非常時備蓄品を用意しよう!

非常時持出品リスト

(災害発生時に持ち出すもの)

非常食

- 水(1人1日あたり3リットル)
- 食料(乾パンなど最低1食分の携帯食)

衣類

<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> メガネ <input type="checkbox"/> コンタクトレンズ (保存液を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 雨具 <input type="checkbox"/> 下着・靴下 <input type="checkbox"/> ティッシュ・タオル <input type="checkbox"/> 生理用品 <input type="checkbox"/> おむつ
--	--

防災用品

<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 懐中電灯 (できれば1人に1つ) <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話の充電器 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ポリ袋 <input type="checkbox"/> レジャーシート <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> ビニール袋 <input type="checkbox"/> 軍手
--	---

救急医療品

- 常備薬(持病をお持ちの方は病院から処方された薬)
- 簡単な救急セット
- ウェットティッシュ

貴重品

- 現金
- 健康保険証
(または保険証のコピー)
- 通帳・印鑑など

備蓄品リスト

(災害発生時に自活するためのもの。3日分を目安に準備。)

食料など

- 水(1人あたり9リットル程度)
- 食料(缶詰やレトルト食品)
- 缶切り・栓抜き・ナイフ
- 紙皿・割り箸・ラップ・アルミホイル
- 卓上コンロ・ガスボンベ

衣類など

- 下着類
- 衣類
- 防寒着
- 毛布または寝袋
- 使い捨てカイロや解熱シップ

日用品

- ライター・ろうそく
- 乾電池
- トイレトペーパー

乳幼児のいる家庭

粉ミルク・ほ乳びん・おむつ・離乳食・スプーン・おんぶひもなど

妊婦のいる家庭

脱脂綿・ガーゼ・さらし・T字帯・新生児用品・母子手帳など

要介護者のいる家庭

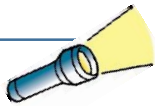
おむつ・ティッシュ・補助具の予備・常備薬・障害者手帳など

非常時持出品の準備

避難のときに持ち出す荷物は必要最小限にし、場所を決めて持ち出し袋にまとめておきましょう。また、内容を定期的に確認しておきましょう。

**実際に持って逃げる
ことができるか確認しよう!!**

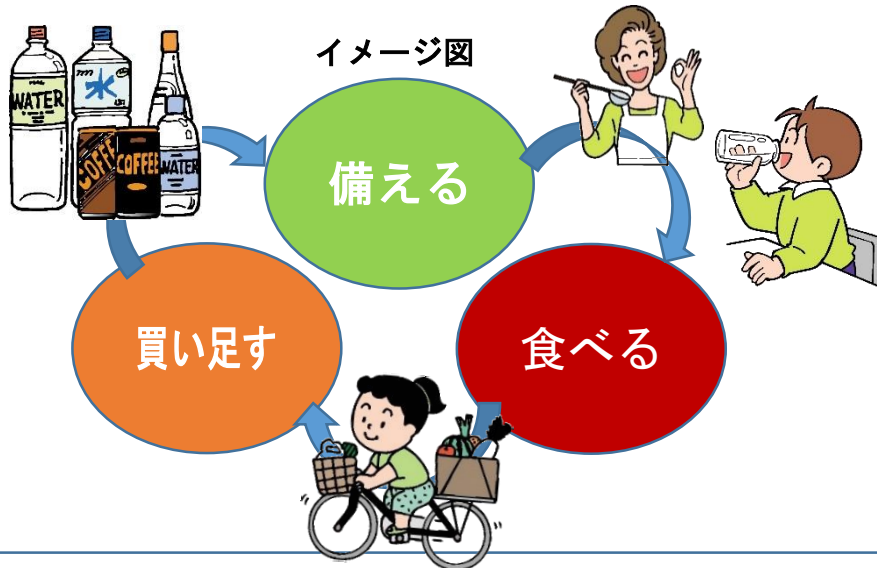




備蓄の新しい方法 ローリングストック法

保存食を備蓄しておくことも大切なことではありますが、日常の中に食料備蓄を取り組むという考え方もあります。

普段から少し多めに食材、加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法を「ローリングストック法」といいます。



② 共助に関すること（自主防災会等）

● みんなで協力して防災活動に取り組み、もしものときに備えよう！！

- 行動指針 11 様々な場や機会を通じて、災害に対する備えの重要性について勉強しよう！（防災知識の普及啓発）
- 行動指針 12 「まち歩き」等をして、危険箇所や避難場所等を地域で共有しよう！（地域の安全点検）
- 行動指針 13 佐渡市自主防災組織育成補助金（資機材整備補助）等を活用して防災資機材を整備し、日頃の点検や使用方法を確認しよう！（防災資材の購入・備蓄）
- 行動指針 14 防災訓練を実施して、災害時の行動を実践し、検証することで、自主防災会の機能性や実効性を確認しよう！（防災訓練の実施）



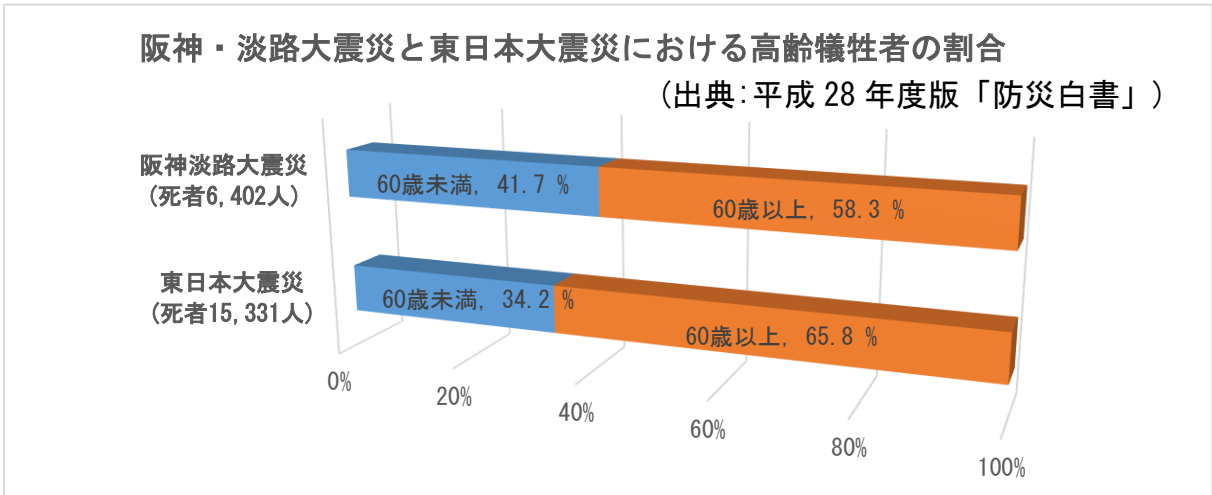
自主防災会保有防災資機材リスト（H29.9.30 現在）

- ◎ 要請 5 自主防災会等の活動により、地区住民が安全に避難することができるよう、既存の補助制度に加え、避難誘導に必要な資機材、リヤカー、車椅子、担架、救助工具などの救助資機材を、市が自主防災会に貸与等を行うことにより、自主防災会の活動基盤を整備します。

● 避難行動要支援者への支援体制づくりに取り組もう !!

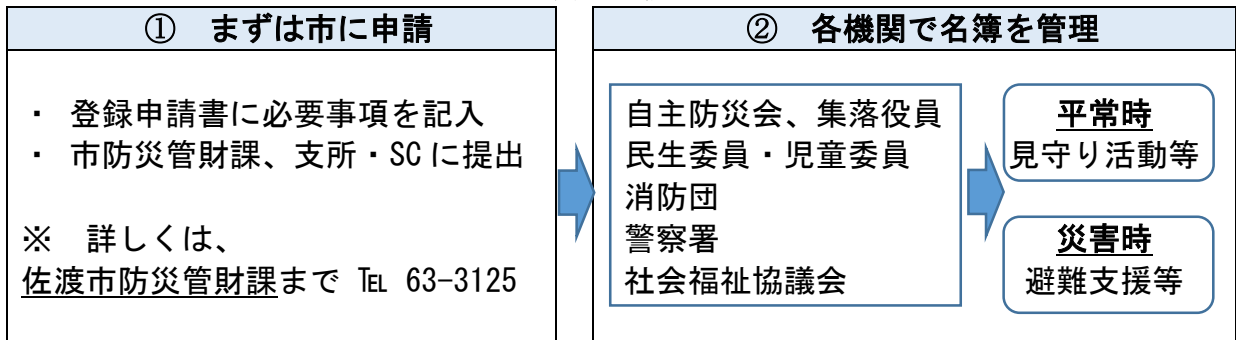
災害時に、被害を真っ先に受けてしまうのは、自ら避難することが困難な方々です。

東日本大震災では、犠牲者の過半数を 65 歳以上の高齢者が占め、また、障害者の犠牲者の割合が、健常者の 2 倍程度に上がったと推計されています。



そのため、平成 25 年の災害対策基本法改正において、災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成等が市町村長に義務付けられました。(同法第 49 条の 10~第 49 条の 13 参照)

佐渡市 避難行動要支援者名簿について



○ 行動指針 15 避難行動要支援者名簿の登録を地域で呼びかけよう !

名簿は、個人情報保護の観点から、細心の注意を払い取り扱い、誰でも見られるというものではありません。

そのため、災害時に支援が必要な人が誰なのか、どこに居るのかを確実に把握することが難しいという課題があります。

一方で、そもそも名簿に登録したくないという方、制度を知らない方もいます。

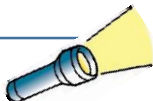
日頃の関わり(隣近所のお付き合い)の中で、支援が必要な人を把握することがとても重要です。

○ 行動指針 16 避難支援体制を地域で考えよう！

すぐに駆けつけられるのは、ご近所の方々です。

支援する自分自身の身を守るためにも、避難行動要支援者の避難を、災害発生前に終えることができるよう、みんなで地域の支援体制を検討します。

- ➡ 誰がどの人の安否を確認し、助けるかを取り決めます。
(避難行動要支援者 1 人に複数の支援者を確保する。)



事例のご紹介

- ◆ 地域支援体制づくり
災害発生時に助けが必要とされる要配慮者を「おねがい会員」、救助を行う支援者を「まかせて会員」として登録する制度を構築。災害時の要配慮者の安否確認や避難誘導の他、平常時の見守りも実施。
- ◆ 「ギリギリの共助」
地震後 15 分以内において、要配慮者が自宅の玄関先に居た場合には、支援者が「同伴避難」、「車避難」等ができるとする「ギリギリの共助」による支援体制を構築。
- ◆ 隣近所で確実な安否確認を実行
災害時にとるべき行動を「自身の安全確認」→「安全カードの提示」(安全カードを玄関ドアに掛け安否を知らせる。※「白いタオル」の事例もある。)→「近所の確認」等やるべき行動手順について文書で明確化し、安否確認のルールを構築。
- ◆ 「災害時住民支え合いマップ」の作成
災害時に誰がどの人の安否を確認し、助けるかを取り決め、要配慮者の自宅等を掲載した「災害時住民支え合いマップ」を作成。

(出典：「みんなでつくる地区防災計画 災害が起きたら、あなたは どうしますか? ~みんなで地区防災~」※追記)

(3) 災害時の行動 ～ もしものときにすべきこと ～

① 避難行動の原則と基本的な対応

- 自然災害に対しては、行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持つこと。
- 突発的な災害では、市町村長から発令される避難勧告等が間に合わないこともある。
 - ➡ 避難勧告等が出されなくても、「自分の身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- 自分は災害に遭わないという思い込みに陥ることなく、居住者等が自らの判断で避難行動をとることが原則である。
 - ➡ 避難勧告等の対象とする区域は、一定の想定に基づいて設定したものであり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自発的かつ速やかに避難行動をとる。
- 気象庁から気象情報が発表された場合、強風や大雨の強まりに注意し、最新の気象情報や市町村から発令される避難勧告等に留意すること。
 - ➡ 台風や同程度の温帯低気圧等の接近や大雨により、警報・特別警報が発表された場合は、その時点での避難勧告等の発令状況を注視し、災害の危険性の有無を確認する。
- 要配慮者利用施設の管理者等は、要配慮者が避難に多くの時間を要するため、避難先への移動にかかる時間を考慮の上、大雨等の注意報が発表された段階から、災害情報等から雨量や雨域の移動等の観測値や防災気象情報等を把握し、早めの措置を講じる必要がある。また、災害時に利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、平時から具体的な災害計画を作成し、訓練を実施する必要がある。
- 津波については、強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示(緊急)の発令を待たずに、自発的かつ速やかに立退き避難をすること。
- 自動車による避難は、渋滞・交通事故などが発生するおそれがあることに留意すべき。
- 避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えが重要。

(出典：避難勧告等に関するガイドライン)

- 雨の降り方や川の水位等に注意し、現に災害が発生する事態になっているかを把握しよう !!

○ 行動指針 17 テレビ、ラジオ、インターネット等で防災・気象情報を収集し、周囲へ伝達しよう!

➡ 避難情報 / 佐渡市緊急情報システム(個別受信機、屋外スピーカー)、市民メール

避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予想される場合

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

**避難準備・
高齢者等避難開始**

避難勧告

**避難指示
(緊急)**

- 避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方等)とその支援者は避難を開始しましょう。
- その他の人は、避難の準備を整えましょう。

- 速やかに避難場所へ避難しましょう。
- 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

- まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。
- 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

※大雨等により、避難場所までの移動が危険と思われる場合は近くのより安全と思われる建物(最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物等)に移動しましょう。

※外出すら危険と思われる場合は、建物内のより安全と思われる部屋(上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋)に移動しましょう。

➡ 防災・気象情報 / テレビ、インターネット等

■新潟地方気象台■

新潟 気象 検索

気象情報、気象注意報・警報・特別警報、洪水警報・大雨警報(浸水害)の危険度分布、土砂災害警戒判定メッシュ情報 など

■国土交通省 川の防災情報■

川 防災 検索

全国の河川の水位等のリアルタイム情報 など

■新潟県河川防災情報システム■

新潟 河川 検索

大野川ダム、国府川(八幡・新穂観測所)、大野川(白原・皆川観測所)等のリアルタイム情報 など

■新潟県土砂災害警戒情報システム■

新潟 土砂 検索

より詳しい土砂災害の危険度情報 など

■にいがた LIVE カメラ■

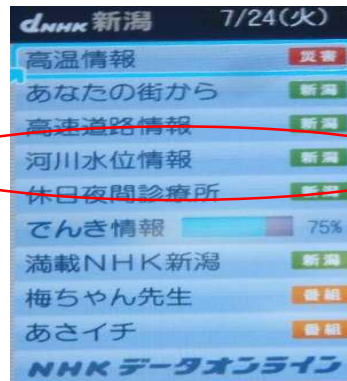
新潟 LIVE 検索

新潟県等が設置したカメラによる大野川等のライブ画像 など

■NHK 地デジ放送■

NHK 地上デジタル放送のデータ放送で、河川の水位及び雨量の情報を確認できます。

リモコンの” d ボタン”
を押します。



● 災害事象に応じた避難行動(安全確保行動)をとろう !!

○ 行動指針 18 早め早めの避難行動(安全確保行動)で身を守ろう!

② 水害(洪水) ～ 立退き避難が必要な場合と避難時の留意点 ～

!! 避難勧告等の発令に加えて、立退き避難が必要な場合

- 堤防から水があふれたり(越流)、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合。
- 山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合。
- 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることに、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合。
- ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合。

!! 避難時の留意点

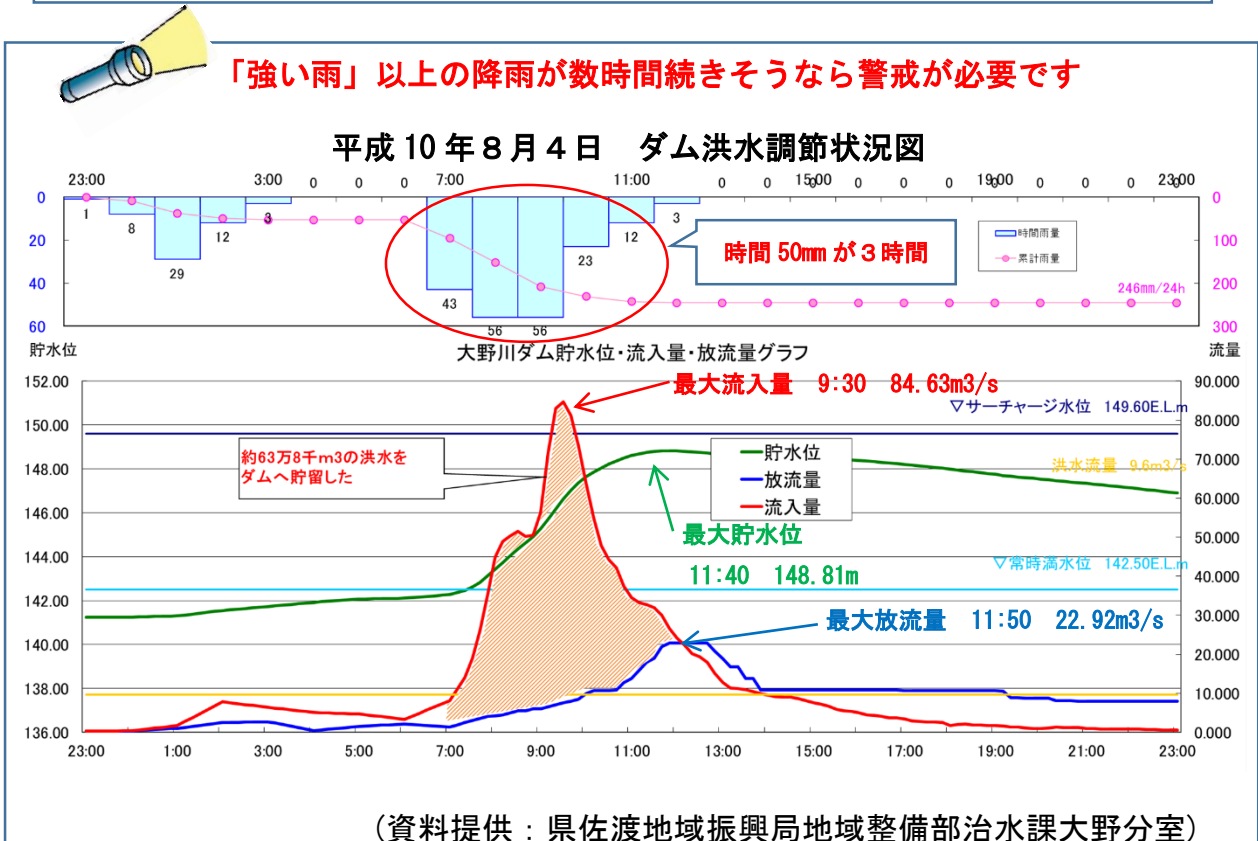
- 洪水浸水想定区域の居住者等については、避難勧告等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、避難場所まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断されるような場合は、「近隣の安全な場所」(河川から離れた小高い場所等)へ移動し、それさえ危険な場合は、「屋内安全確保」(屋内の高いところや場合によっては屋上への移動)をとる等、状況に応じて対応する。

- 大雨により、側溝や下水道の排水が十分にできず、浸水している場合は、マンホールや道路の側溝には近づかない。
- 新穂地区の河川(国府川本流を除く)からの氾濫については、短時間の集中豪雨等で浸水が発生し、避難勧告等の発令が間に合わないこともあることを考慮し、浸水が発生してもあわてず、各自の判断で避難行動をとる。
- 河川からの氾濫に際して、やむを得ず移動する場合は、浸水した水の濁りによる路面の見通し、流れる水の深さや勢いを見極めて判断する必要がある。
- 激しい降雨時には、河川に近づかない。
- 河川合流点付近(国府川(新穂川)・地持院川・洞丸川、国府川(新穂川)・行谷川等)は、要警戒。

雨の強さ ～ 洪水は雨により発生します ～

やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨*
1時間に10～20mm未満	1時間に20～30mm未満	1時間に30～50mm未満	1時間に50～80mm未満	1時間に80mm以上
				
ザーザーと降る	どしゃ降り	バケツをひっくり返したように降る	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	息苦しくなるような圧迫感があり、恐怖を感じる

※ 猛烈な雨を観測した場合、気象庁より「記録的短時間大雨情報」が発表されることがあります。
(出典：佐渡市地域防災マップ)



③ 土砂災害 ～ 立退き避難が必要な場合と避難時の留意点 ～

土砂災害は、命を脅かすことが多いことから、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の居住者等は、立退き避難することが原則です。

(引用：避難勧告等に関するガイドライン)

!! 避難勧告等の発令に加えて、立退き避難が必要な場合

- 背後等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合。
- 土石流が発生し、被害のおそれがある場合。
- 地すべりが発生し、被害のおそれがある場合。

!! 避難時の留意点

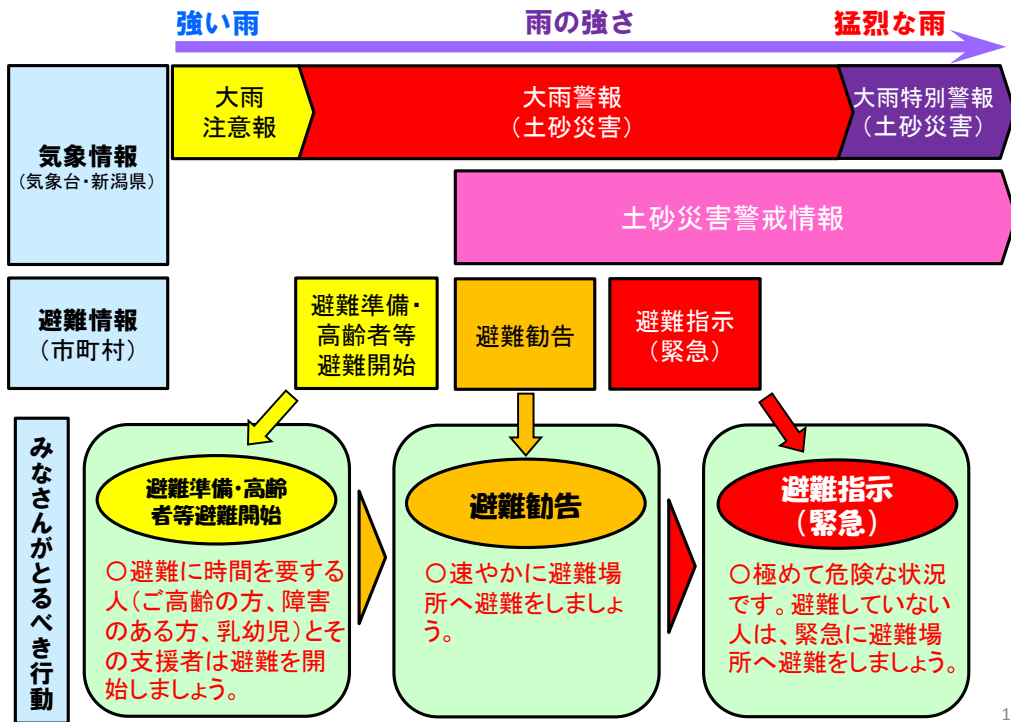
- 可能な限り、少しでも早く避難する。
- 既に付近で土砂災害が発生していることなどにより、避難場所までの移動が、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合には、少しでも早くより安全な場所へと避難する。
 具体的には、「近隣の安全な場所」(近隣の堅牢な建物、山から離れた小高い場所等)への移動や、「屋内安全確保」(屋内の高いところで山からできるだけ離れた部屋等への移動)をとる等、状況に応じて対応する。
- 小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自発的に避難するとともに、佐渡市にすぐに連絡する。(佐渡市防災管財課 TEL 63-3125)

土砂災害の前兆現象例

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山斜面がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溪流付近の斜面が崩れだす ・ 落石が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ がけに割れ目が見える ・ がけからは小石がぱらぱらと落ちる ・ 斜面からはみ出す 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地面にひび割れができる ・ 地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川の水が異常に濁る ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・ 土砂の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表面流が生じる ・ がけから水が噴き出す ・ 湧水が濁りだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沢や井戸の水が濁る ・ 斜面から水が噴き出す ・ 池や沼の水かさが急減する
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁水に流木が混じりだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木が傾く 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木が傾く
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溪流内の火花 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 家や擁壁に亀裂が入る ・ 擁壁や電柱が傾く
聴覚		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地鳴りがする ・ 山鳴りがする ・ 転石のぶつかり合う音 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の根が切れる音がする ・ 樹木の揺れる音がする ・ 地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の根が切れる音がする
嗅覚		<ul style="list-style-type: none"> ・ 腐った土の臭いがする 		

(出典：国土交通省河川局砂防課)

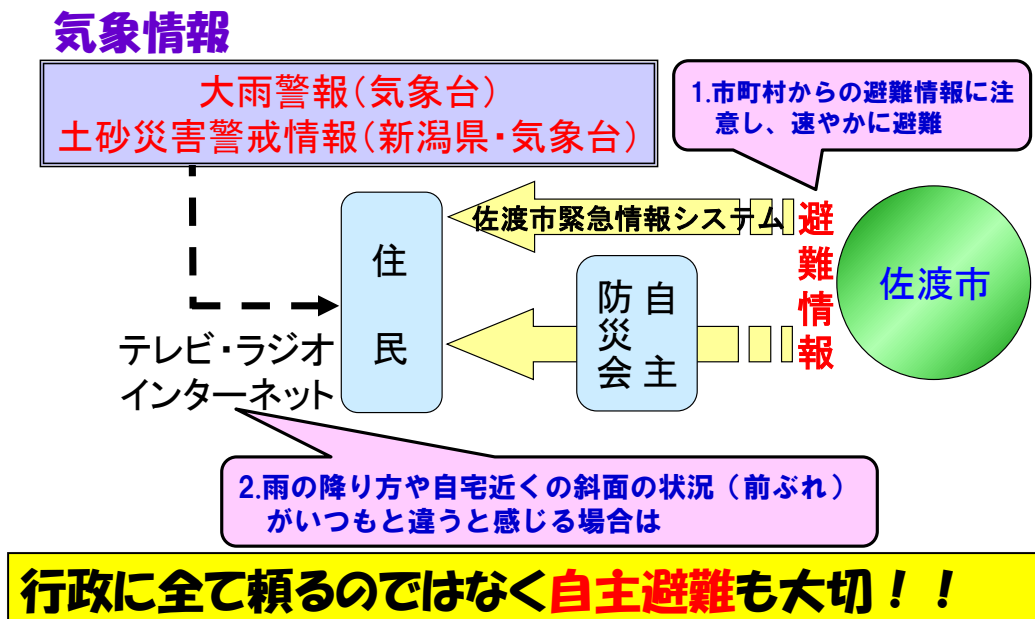
土砂災害対応タイムラインの例



出典:国土交通省河川局砂防課

16

避難のタイミング情報



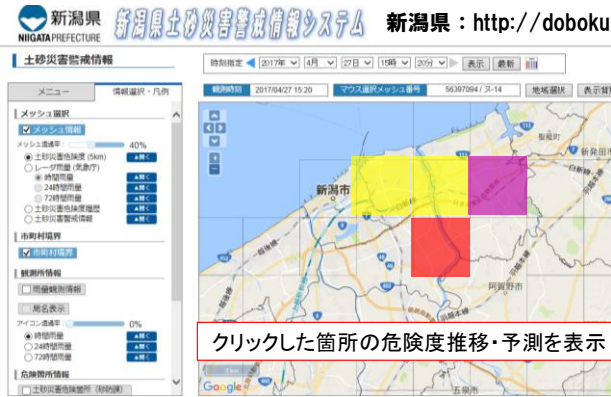
出典:国土交通省河川局砂防課 一部修正

17

いまはどこがあぶないの？

インターネットで確認できます

- どの地域で土砂災害発生のお**危険度が高まっているか**を把握可能



土砂災害発生のお**危険度が高まっている範囲の色**がわかります

自宅の近くに色が付いたら**避難の準備をし、自主避難の目安にしてください**

レベル	危険度
前ぶれ注意レベル(レベル1)	小
警戒レベル(レベル2)	中
危険レベル(レベル3)	大

避難の目安

- 『要配慮者が避難を開始すべき時期』
- 『速やかに避難を開始すべき時期』
- 『緊急に避難を完了すべき時期』

(出典：県佐渡地域振興局地域整備部砂防課)

意識を変えよう！

最近の雨は突発的、非常に激しい

『**記録的な**』

『**過去にない**』 ……豪雨が全国で**多発**

『**観測史上最高の**』



「この前の大雨も大丈夫だった」

「先祖代々、崩れたことがない」

「我が家だけは大丈夫！」

8

(出典：県佐渡地域振興局地域整備部砂防課)

④ 地震・津波 ～ 地震発生時の対処方法 ～



地震発生

大きな揺れ、緊急地震速報

まずは、身の安全を確保 !!

- ・ 屋内では机の下、クッション等で頭を保護、家具やガラス面から離れる、トイレに逃げる(ドアを閉めない) など
- ・ あわてて外に飛び出さない !

※ 車を運転していたら

道路左側に車を停車。避難する場合は、キーをつけたままドアロックはしない !



大揺れが収まった

火の始末 !!

- ・ 台所のコンロ、ストーブ等の火を消す
- ・ ガスの元栓を締める、ブレーカーを切る

津波から逃げる !!

※ 海沿いや加茂湖周辺にいたら

強い地震(震度4以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等の発令や避難指示(緊急)の発令を待たずに、自発的かつ速やかに避難行動をとる !



火の始末のあと

家の中の確認、出口の確保 !!

- ・ 家族の安全確認、確保
- ・ 戸や窓を開けて出口を確保
- ・ 家の中の確認
- ・ 避難・防災情報の確認



外に出たあと

隣近所の助け合い !!

- ・ 隣近所の安否確認
- ・ 初期消火
- ・ 救出・救護活動 など



※ 自宅周辺に危険があったら、避難場所等へ

※ 自宅で生活できないときは、避難所へ

!! 避難時の留意点

- 道路は、地面の信号機の停電、道路の損壊や液状化現象等により危険なため、避難は徒歩で行うのが原則となる。
- 余震での建物倒壊や落下物に注意して避難する。

(4) 避難場所・避難所の開設・運営

佐渡市では、「佐渡市災害対応マニュアル」(職員の配置・招集・避難所運営)等を策定しており、マニュアル等では避難所の開設や運営は次のようになっています。

① 避難場所・避難所の開設

- ・ 避難勧告等の発令前には、職員に避難所の開設を指示。
(地震等の突発的な災害の場合は別に定める。)
- ・ 避難所及び周辺の被害状況と危険度等の確認
- ・ 施設の安全点検
- ・ 避難スペースの確保

※ 住民が自主避難をする場合

- ・ 身の危険を感じたら隣近所に知らせ、自主防災会と相談
- ・ 自主避難を決めたら、自主防災会は避難先、避難人数等を佐渡市に連絡
(佐渡市防災管財課 Tel 63-3125、新穂行政 SC Tel 22-3111)

○ 行動指針 19 防災活動拠点施設を、災害の種類ごとの近隣の安全な場所として開放するためのルールづくりをしよう！

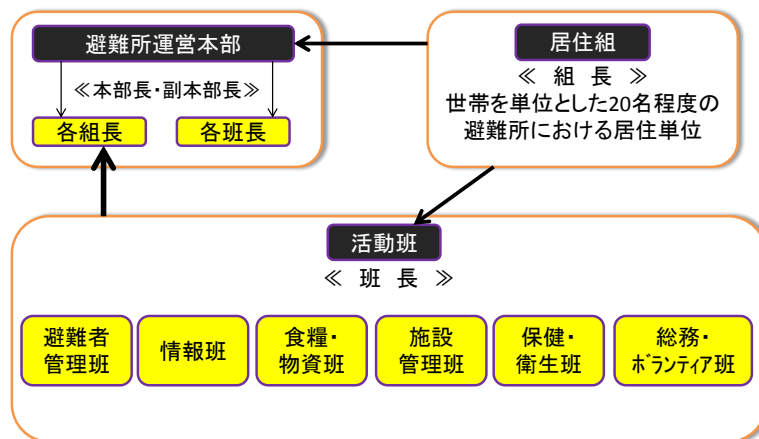
② 避難場所・避難所の運営

- ・ 避難者の把握(避難者名簿の作成)

※ 一定期間避難生活をしなければならない場合の避難所の運営

- ・ 自治組織の結成とリーダーの選任
- ・ 居住組、避難所運営班の結成
- ・ 避難所の区域割り
(トイレ、ゴミ集積場所、女性専用の物干し場、更衣室の設置等)

避難所運営のイメージ



(出典：佐渡市総務部防災管財課)

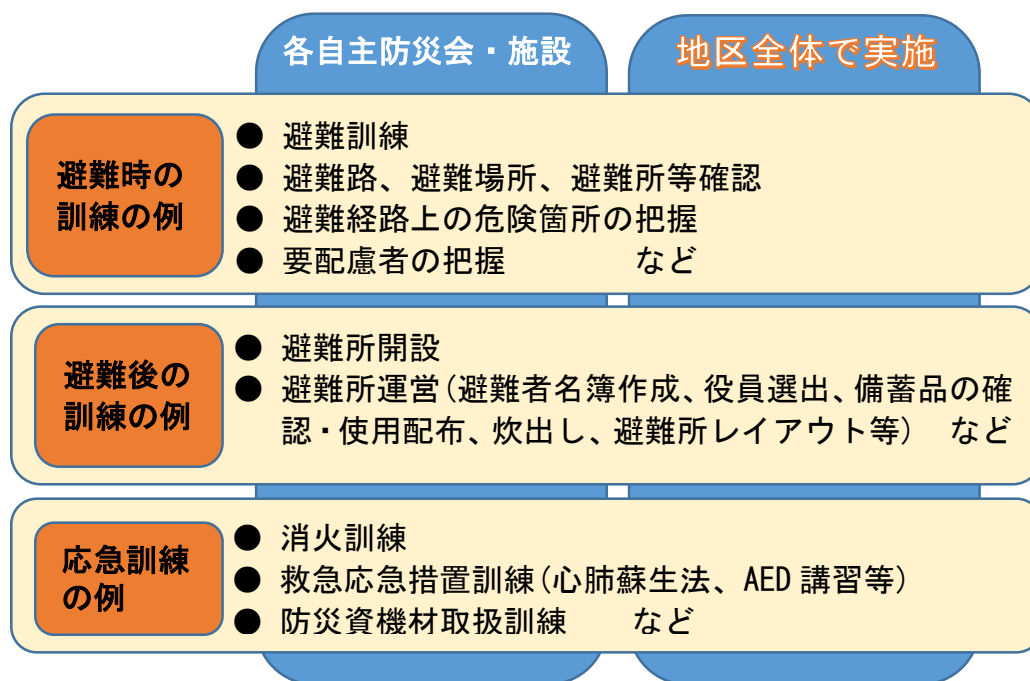
○ 行動指針 20 実際に避難所の開設・運営の訓練をしてみよう！

8 実践 地区防災訓練

大規模な災害発生時には、避難行動(安全確保行動)をはじめ、初期消火、救出救助活動、避難誘導等広範囲な対応が必要となります。

新穂地域づくり協議会(生活安心部会)は、新穂地区防災円卓会議を主催して、「新穂地区防災ガイド(地区防災計画)」を策定しましたが、地域住民が災害時に実際にこの計画に規定された防災活動を実施できるよう、佐渡市等と連携して防災訓練を行い、平常時から準備しておくことが大切です。

● 実践 佐渡市等と連携した地区全体の防災訓練と検証 !!



平常時から、災害時を想定した防災訓練を実施し、訓練の中から改善点を発見→検証→改善へとつなげていくことが重要。
地区居住者等による訓練のほか、行政や事業者等と連携した合同訓練等災害時の総合的な検証を行うことが重要。(出典：地区防災計画ガイドライン)

防災訓練に取り入れたい普及啓発活動の例

クロスロードゲーム	災害時の切迫した状況下での判断・行動について、多様な考え方があること、そのような状況への備えに気づきあうための二者択一式ゲーム。
D I G (災害図上訓練)	地区に災害が発生したことを想定して、入手した情報を踏まえ、災害の状況、予想される危険等を大きな地図に記入する訓練。
H U G (避難所運営ゲーム)	避難者の事情に応じて、避難所に見立てた平面図に適切に避難者を配置できるか、トラブルにどう対応するか等避難所運営を模擬体験するゲーム。



地域で実践！

H30 新穂地区 防災訓練